資料3

資料	頁	質 問 内 容 等	回　答
1	117	介護人材の確保と資質の向上 　特定技能や技能実習などの外国人労働者なしでは施設が回せないとの声もよく聞かれます。この素案では、外国人労働者の採用に関する記述は見られませんが、外国人労働者の採用に際して事業所への情報提供などの支援の必要性については、市としてどうお考えでしょうか？	ご意見ありがとうございます。 市内介護保険施設等における外国人労働者の雇用については、事業所へのアンケート調査やヒアリングにて把握しており、ICTとの連携も絡めながら、活用が進んでいる現状になります。外国人介護人材受入促進事業等、国や県の補助事業や各施設の活用先駆事例等について、引き続き広く市内事業所に周知していく予定であり、そういった取組について№78の取組内容に盛り込ませていただきたいと思います。
1	120	要介護認定の適正化 　事業名は、内容欄にあるような「適切かつ公平な要介護認定の確保」の方が良いような気がします。 　「要介護認定の適正化」ですと、不適正な認定があるということを前提にしていると捉えられる可能性があるので、もう少しマイルドな事業名にしてはいかがですか	ご意見ありがとうございます。 しかしながら、「要介護認定の適正化」については、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」（令和5年9月12日老介発0912第1号）や第6期愛知県介護給付適正化計画においても示されている文言になりますので、この文言で進めさせていただきます。
1	121	介護離職の防止 　今後の方向性 　　～介護に関する情報提供や～ 　　↓ 　　～家族介護者や雇用先等に対して介護に関する情報提供を強めるとともに～ 　介護離職の防止には、介護者や特に雇用主の制度の理解が不可欠なので、情報の提供先はある程度明確にした方が良いと思います	ご意見ありがとうございます。 育児・介護休業法の改正に伴い、2025年（令和7年）４月１日から、介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務となっております。 そのことを踏まえ、介護離職防止に資するよう介護に関する周知・啓発については、引き続き家族介護者に限らず、将来を見据えて広く市民の皆様全体に向けて実施していきたいと考えております。そのため、この文言で進めさせていただきます。